

平成 17 年度事業計画

平成 17 年 3 月

財団法人医療情報システム開発センター

平成 17 年度事業計画

目 次

- . 基本方針
- . 国からの受託事業
- . その他の受託事業
- . 補助金対象事業
- . 自主事業

基本方針

政府が IT 政策の重点課題の 1 つに医療分野等が位置付けられている中で、当財団への期待が急増している。他方、政府の公益法人改革の実施に伴い、当財団の財政基盤などその運営に大きな影響を受けている。

当財団を取巻く環境は急激に変化しており、今後、その変化に対応するために、一昨年、財団内に「改革委員会」を設置し、「改革の方向性」を取り纏めた。

16 年度からは「改革の方向性」に沿って、以下の基本方針に重点をおき事業を実施することとしたところである。

事業の実施責任者は、事業に関する企画段階から事業実施後の成果等の利活用による収益事業までの権限と責任を明確化し、事業を実施する。同時に、事業の継続及び人材育成の視点から、財団内部の常勤職員が中心となって事業展開し、外部依存度の減少化に努める。

国からの受託事業では、当財団でなければ出来ない基盤的事業に重点を置き、その割合は全事業費の 3 分の 2 以下を限度とし、外注費も契約毎に 2 分の 1 を限度とする。事業の成果は広く普及させると同時に利活用を図り、収益を得る自主事業展開を実施する。

国以外からの受託事業では、妥当な範囲で一般管理費が取得できる収益事業に限定するが、財団内の人材養成や技術取得・ノウハウ蓄積などが期待される場合は、この限りでない。

財団独自による自主事業及び民間・団体などとの共同事業では、全事業の 3 分の 1 以上を目標に積極的に事業を開拓し展開するが、原則、3 年間の累積収支見込が黒字となる事業のみ実施する。

財団の安定的な事業基盤構築に必要な人材確保・人材育成や執務環境の整備などの投資は、原則当期収支見込みが赤字にならない範囲でその増大に努める。同時に、間接部門の人件費などの経常的な固定経費は大幅な抑制に努める。

職員の職務意欲や職務達成充実感などの増大に努める。同時に、執務遂行に必要な諸規程などを改善する。

本年度は、更に経費の削減を図り、自主事業等の拡大を実施する。

国からの受託事業

1. 厚生労働省からの受託事業

1. 高度医療情報普及推進事業

標準マスター維持管理事業

平成 15 年度までに既に完成している病名、手術・処置、医薬品、検査、医療材料の他症状・症候名、放射線画像名、生理機能名、診察所見、放射線画像所見、生理機能所見、看護用語・看護行為、歯科領域のコードについて、常に最新の情報を提供するために、定期的な維持管理を行い、標準化の推進を図る。

2. 要介護認定情報管理・分析事業

前年度に引き続き、市町村が実施する要介護認定業務を支援する認定支援ネットワークシステムの運用に関し、市町村からの問い合わせ対応等の必要なサポートを行う。

3. 結核・感染症発生動向調査システム保守・改善事業

前年度に引き続き、効率的なシステム運用のためのプログラムの保守・改善を行い、プログラムの改訂版を都道府県・指定都市に提供するとともに、都道府県・指定都市、保健所からの問い合わせ対応等の必要なサポートを行う。

4. がん及び循環器病診療施設情報ネットワーク開発普及事業

前年度に引き続き、がん及び循環器病診療施設情報ネットワークに必要なデータ入力及びシステム管理を行う。

その他の受託事業

1. 放射線ホームページ作成事業

前年度に引き続き、放射線医学に関するホームページの作成及びホームページを通じて寄せられる質問への回答作成の事業を行う。

2. 医療情報システムにおける相互運用性事業

昨年度に引き続き、医療情報システムにおける相互運用性事業を実施予定

3. コンサルテーション事業

当財団が蓄積してきた事業の成果物及びノウハウ等を活用して、医療機関、地方自治体などが実施する各種の保健医療福祉情報システム構築等に関して専門的・中立的な立場で助言及び調査・提案などのコンサルティングを実施する。

4. 傷病名マスターの保守業務事業

昨年度に引き続き、東京都国民健康保険連合会のレセプト画像処理データから抽出した傷病名に対する電磁的データについて、再編加工を行い、傷病名マスターを作成する。

5. 依存性薬物情報集計等事業

前年度に引き続き、全国の協力医療機関から依存性薬物情報研究班に報告される薬物乱用・依存症例を集計・分析し、その結果を研究班にフィードバックする。

補助金対象事業

1. 日本自転車振興会補助対象事業

日本自転車振興会の補助金を受けて次の事業等を行う。

(1) 医療情報システム調査事業

医療情報システム化の IT 実態調査及び保健医療福祉分野における個人情報保護の意識・状況調査を実施する。調査内容は、情報化に係わる IT システムの現状調査及び病院等医療機関並びに介護施設等の個人情報保護についての意識・状況調査を実施する。

(2) 医療情報システム普及促進事業

医療情報のシステム化及び個人情報保護の普及を促進するため、講演会や説明会等の開催を実施する。

(3) 医療情報システム標準化等推進事業

国内外標準化活動として、ISO/TC215JWG が日本で開催するにあたり、国内外の標準化を推進する。

自主事業

1. セキュリティ等事業(電子認証用証明書事業)

厚生労働省が発表したヘルスケアPKI(公開鍵基盤)に準拠する認証局を運営するとともに、サブ認証局や医療従事者等ユーザ向けの電子認証用証明書を発行する。さらに、製薬企業が個別症例安全性情報を電子的に報告する際に使用する電子認証用証明書等、保健・医療・福祉分野で使用する電子認証用証明書を発行する。

あわせて、電子認証用証明書に関する普及広報のため、セミナーや相談を実施する。

2. バーチャル展示会開催事業

医療情報システムを中心として、保健・医療・福祉分野の製品やサービスをインターネットを通じて医療関係者に紹介する「保健・医療・福祉 Web EXPO」を常設展示として前年度に引き続き開催する。

3. 標準マスター等提供事業

(1) 標準マスターの提供事業

前年度に引続き、標準マスターは当財団の Web 上に公開し、ダウンロード方式で提供するが、利用者のニーズに応えるために電子媒体や印刷物でも提供する。

マスターを基本に利用者のニーズに応えた物を作成・提供を行う。

(2) 普及説明会等開催事業

前年度に引続き、マスターの普及を図るために、マスター利用者に対して地域別に標準マスターの説明会を開催する。

また、新たに、マスターの精度向上を図るために、医薬品・医療機器などのデータの登録促進セミナーなどを開催する。

4. 医薬品情報提供事業

前年度に引続き、医薬品添付文書の新規作成・改定に対応したデータベースの更新及び標準医薬品マスターとの対応を行うと共に、医療機関・医薬品関連企業等の情報提供先の拡大を図る。

5. 保健医療福祉分野のプライバシーマーク関連事業

(1) 付与認定審査事業

保健医療福祉分野(病院、診療所、薬局、検査センター、介護福祉施設など)のプライバシーマーク付与認定審査を100施設程度行う。

(2) 普及・促進事業

セミナー開催、講師派遣、ガイドブックの出版などによりプライバシーマークの普及に努力する。

(3) 教育事業

保健・医療・福祉分野でプライバシーマークを取得する場合の、具体的な方法を学習するための教育コースを毎月開催する。教育コースには「管理者養成コース(1日)」、「監査員養成コース(3日間)」がある。

6. 賛助会員事業

会員専用のニュースレターの送信、会員対象のセミナー等開催などの情報提供を行う。

会員専用ホームページの運営、会員ホームページとのリンク、会員への講師派遣などの協力、会員主催の事業・行事に対する企画・相談などの会員支援業務を行う。

7. 財団の広報事業

財団主催の MEDIS-DC 講演会などの講演会開催

財団のホームページによる情報発信、パンフレットや成果報告書の頒布など

関係機関が主催する行事への展示・財団の広報資料配布・講師派遣など

関係機関が主催する行事への後援・支援・共催など

